

氏名(本籍)	佐藤有耕(秋田県)
学位の種類	博士(心理学)
学位記番号	博乙第1908号
学位授与年月日	平成15年2月28日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	青年期における自己嫌悪感の分析
主査	筑波大学教授 教育学博士 落合良行
副査	筑波大学教授 教育学博士 海保博之
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 手打明敏
副査	筑波大学助教授 教育学博士 服部環

論文の内容の要旨

(目的)

本論文は、青年期の自己嫌悪感について分析し、その発達的变化について検討したものである。(1)～(3)の検討を行い、青年期の自己嫌悪感を心理学的に解明することを目的とした。

- (1) 自己嫌悪感が向けられる自己の側面に焦点を当てた分析を行い、自己嫌悪感が向けられる自己の側面に示された内容から、青年期の自己嫌悪感について検討する。
- (2) 自己嫌悪感を感じる時に現れる多様な心理状態に焦点を当てた分析を行い、そこに現れる自己との向き合い方から、青年期の自己嫌悪感について検討する。
- (3) 自己嫌悪感と自己認識の関連に焦点を当てた分析を行い、自己認識の特徴から、青年期の自己嫌悪感について検討する。

(方法)

本論文では、青年の記述に基づいて自己嫌悪感に関する質問項目を作成し、それらの項目に対して青年からの回答を求め、その回答をデータとして多変量解析を行っていくという方法をとった。研究01～研究12における質問紙調査では、中学生、高校生、大学生年齢の学生(短大生、専門学校生を含む)、社会人を調査対象とした。

(結果と考察)

- (1) 自己嫌悪感が向けられる自己の側面について分析した結果、以下のことが明らかになった。青年期の自己嫌悪感は、年齢が進むにつれて3次元に分化していき、自分がいやだという感じは「自分がかかわる他者」、「自分が試される課題」、「自分が向かう将来」に対する自己のあり方に向けて感じられるようになる。
- (2) 自己嫌悪感を感じる時に現れる心理状態について分析した結果、以下のことが明らかになった。青年期の自己嫌悪感、その当初は嫌悪される対象として自分をとらえ、自分がいやだと感じることであり、自分から逃げたいという気持ちとイメージの世界の中で自分を見ていたいという気持ちが現れる。しかし年齢が進むと、嫌悪する主体の立場に自分が立って、自分がいやだと感じることに変化し、自分に向かっていこうとする気持ちと現実の世界の中で自分を見すえていこうとする気持ちが現れるようになる。

(3) 自己嫌悪感と自己認識の関連について分析した結果、以下のことがわかった。青年期の自己嫌悪感とは、年齢が進み、内省する機会が増えることに関連して感じられるようになり、内省はするがいやな自分を直視しない場合にはとくに多く感じられるという特徴がある。そして、自己防衛的、理想主義的、自己愛的な自己認識のしかたとも関連しており、自己認識の甘さと結びついているという特徴がある。

以上の結果を総合的に検討し、以下のような結論を得た。青年期の自己嫌悪感とは、自分の持つイメージや理想を守ろうとする思いから、現実の自分を直視することも現実の自分を引き受けることもできずに、自分がいやだと感じる。はじめ青年は、嫌悪される対象として自分をとらえ、自分がいやだと感じている。それがやがては、嫌悪する主体の立場に自分が立って、自分がいやだと感じるようになる。こうして青年期の自己嫌悪感とは、現実や自己との対峙を避けたいという気持ちが現れる感情から、現実や自己と対峙していこうとする気持ちが現れる感情へと変化する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

青年期は、自己を対象として見るのが可能になり、自分から見た自己の姿が問題になる時期とされている。青年がとらえた自己の姿が、しばしば青年に自己嫌悪の感情を経験させることは指摘されてきたが、自己嫌悪感に関する実証的な検討は、ほとんどなされてこなかった。

本論文は、青年の記述に基づいて多項目の質問項目を作成し、それらのデータを多変量解析によって分析していく手続きを用いて、青年が感じている自己嫌悪感そのものへアプローチしようとした。青年期の自己嫌悪感が、自己逃避的な感情から自己対峙的な感情へそしてさらに自己直視的な感情へと、発達的に変化していくことを明らかにした点が大きな成果と言える。

ただし、調査対象となった青年が主に生徒・学生になっていること、発達的な検討においては縦断的な検討や事例分析的な検討はなされていず、さらなる検討が望まれること、自己嫌悪感と他の感情との相違については言及されていないことなどの問題点も指摘される。

しかし、これらは本論文の全体の評価を損なうものではない。青年心理学研究において、新たな知見を加えた本研究の意義は大きいと言える。

よって、著者は博士（心理学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。